

総務文教消防委員会会議録②（令和3年11月30日）

出席委員 竹原委員長 中川副委員長 安達委員 谷崎委員 水橋委員 尾崎委員  
開田委員 高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 上田  
教育委員会事務局長 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹  
落合子ども課長

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 香川係長

午後0時09分開会

**竹原委員長** ただいまから、令和3年第3回滑川市議会臨時会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、委員会を開催いたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

水橋真治君、尾崎照雄君にお願いをいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第64号及び議案第65号の2議案を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

**櫻井総務課主幹** では、私からは、議案第64号を説明させていただきます。

議案②をお願いします。議案②の64-1ページをお開きください。

議案第64号 滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料でご説明いたしますので、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正理由でございますが、本年8月10日に出された人事院勧告では、月例給については官民較差が極めて小さいことから据置きとなったものの、賞与に当たる期末勤勉手当については官民較差の是正に向け、公務員の給与水準改正の勧告がなされました。

また、10月12日には、富山県人事委員会からも人事院勧告と同様の勧告がなされたことを踏まえまして、これらの勧告に準じて、一般職や再任用職員、特別職の期末手当の支給月数について引き下げる改正を行うための規定整備を行うものでございます。

また、会計年度任用職員については、令和4年度から一般職と同等の支給月数とする改定を行います。

2、改正内容でございますが、賞与といたしまして、期末勤勉手当を支給しております。期末手当について年間の支給月数を、一般職については0.15月分、再任用職員及び特別職については0.10月数分引き下げるものとなっております。

表をご覧ください。

(1) 一般職の職員の賞与につきましては、今回の引下げによりまして、期末手当、勤勉手当合わせて年間4.45月の支給が4.30月の支給になります。

再任用職員の賞与につきましては、今回の引下げにより、期末勤勉手当と合わせまして年間2.35月の支給が2.25月の支給となります。

(2) 特別職としまして、三役や議員の皆様の賞与、期末手当についてでございますが、今回の引下げによりまして、年間3.35月の支給が3.25月の支給となります。

裏面をお願いします。2ページ目をお願いします。

(3) 会計年度任用職員の期末手当につきましては、来年度から一般職員に合わせまして1.20月ずつの支給となりますので、今、令和3年度は2.55月支給しておりますが、0.15月下がって2.40月の支給を来年度からすることとなります。

3番、改正する条例につきましては、(1)から(3)、滑川市の職員の給与に関する条例、(2)市長、副市長及び教育長の給与に関する条例、(3)滑川市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、この3件を改正いたします。

施行期日でございますが、(1)としまして、令和3年の12月期の特別給、賞与の支給につきましてはの改正は、令和3年12月1日を施行期日とします。

また、(2)としまして、来年度、令和4年度からの賞与の支給についての改定日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

3ページ目から以降の新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。以上です。

**竹原委員長** 続いて、議案第65号を落合子ども課長、お願いいたします。

**落合子ども課長** 議案集の65-10ページ、上段をお願いいたします。

第3款民生費、第2項児童福祉費、2目児童育成費、事業名15、子育て世帯臨時特別給付金給付費、今回専決した予算は2億850万円でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時特別の一時金として、国により児童手当の所得制限に順じ、18歳以下の児童1人当たり10万円相当の給付を行うことが決まったところでございます。

まずは現金5万円をなるべく早期に、申請不要のプッシュ型で支給するという一方で、本市でも年内支給を目指すべく予算を専決し準備を進めているところでございます。

また、残る5万円は来春の進学・進級期に向けて、子育てに係る商品、サービスに利用できる5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととされておりますが、この5万円相当のクーポンに関しては詳細が示されておらず、明らかになっていないことから、今回の専決予算には含まれておりません。

対象児童、中学生以下の児童に給付する給付費として予算計上しているものでございます。

以上です。

**竹原委員長** これより質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言をお願いいたします。

**尾崎委員** ちなみに、今回、所得制限が設けられたことによる、いわゆる給付されない子どもの人数はどのぐらいですか。

**落合子ども課長** 本市における、いわゆる特例給付の受給者は、8月末現在で125名となっております。今、児童手当を受けていない高校生世代の方々の世帯については、数ははっきりとまだ出ておりませんが、同じ割合ということで考えますと、30世帯ほどかなというふうに想定しております。

**竹原委員長** そのほかございませんか。

(質疑する者なし)

**竹原委員長** それでは、質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

**竹原委員長** ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第64号、議案第65号の2議案を一括して採決いたします。

議案第64号 滑川市の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

て

議案第65号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第13号 令和3年度滑川市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費

以上の案件について、賛成または承認の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

竹原委員長 賛成全員。よって、議案第64号及び議案第65号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午後0時19分議決

竹原委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

委員の方に申し上げます。本来であればその他事項ということではありますが、今回は臨時会ということですので、委員からのその他につきましては次回の委員会にておのおの受けたいと思います。

それでは、これにて令和3年第3回滑川市議会臨時会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時20分閉会